

大阪府告示第936号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定する。

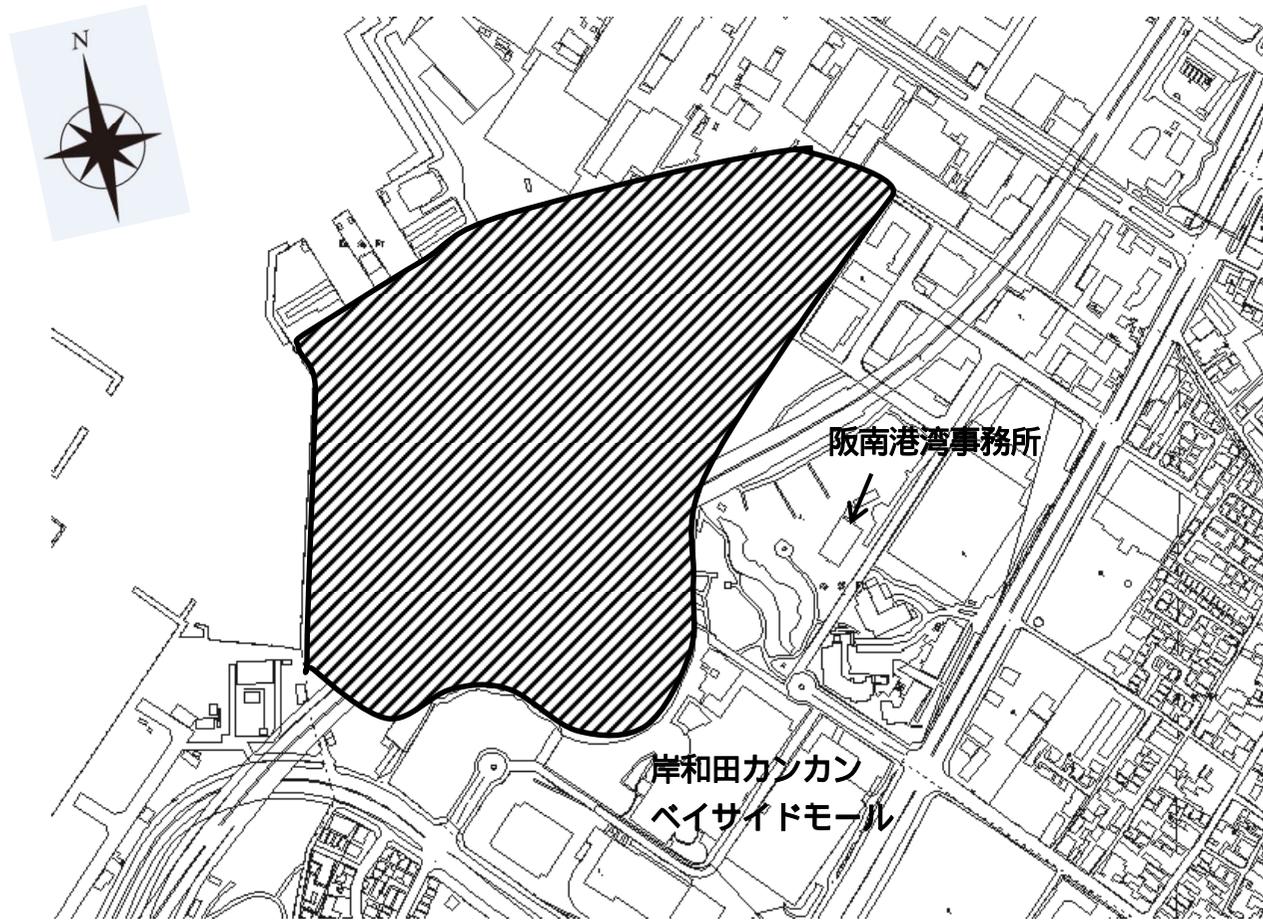
これらの指定は、令和元年10月14日から効力を生ずるものとする。

令和元年10月3日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 放置等を禁止する区域
岸和田旧港（別図のとおり）
- 2 放置等を禁止する物件
船舶、いかだ、船台、浮棧橋、棧橋、係留浮標、係船くい、物置、階段、はしご及びこれらに附帯する物

別図 岸和田旧港



放置等を禁止する区域

